

## 「東京電力に対する損害賠償請求について」

仙台弁護士会 ひろむ法律事務所

弁護士 斉藤 睦 男

### 〇はじめに

皆様、こんにちは。ただ今ご紹介にあずかりました斉藤です。

お手元の資料では、右上に「研修会資料1」と書かれている資料があります。3ページまでがレジュメになっており、4ページからは、パワーポイントの画面と同じものが印刷されております。これらをご覧いただきながらお聞きください。

### 〇損害賠償請求の法的根拠

東京電力に対する損害賠償請求を考えていく場合、法律家は、常に、その請求権の根拠は何なのだろう、法律上の根拠は何なのだろうということを、最初に考えます。この事故の場合、「原子力損害の賠償に関する法律（原賠法）」という特別法があります。この特別法の第3条第1項に、「原子炉の運転等の際、当該原子炉の運転等により原子力損害を与えたときは、当該原子炉の運転等に係る原子力事業者がその損害を賠償する責めに任ずる。ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によって生じたものであるときは、この限りではない。」と規定されています。これが東京電力に対する損害賠償請求の法的根拠です。

ただし書きのところがちょっと問題といえれば問題でして、実際、東電の勝俣会長が、かつて、今回の原発事故はこのただし書きに当てはまるのではないかと何回か主張しましたが、世間の反応が悪いということで、その後、全く触れなくなりました。実際、東電も、「あの東日本大震災は原賠法における異常に巨大な天災地変だから損害賠償義務を負わない」という主張はもうしておりませんし、請求があれば、それが必要な賠償であれば、それを行うという姿勢で一貫しておりますので、ただし書きの問題はなくなっております。

では、どの様な損害について賠償が認められるのかというところに進みたいと思います。

この法律の第2条第2項に、原子力損害についての定義が置かれております。長い条文なので要約しますと、「原子力損害とは、核燃料物質の原子核分裂の過程の作用又は核燃料物質等の放射線の作用若しくは毒性作用により生じた損害をいう。」と、定義されており、これを見ると、被ばくによる人体被害が念頭に置かれているように読めます。実際、原賠法が初めて適用された東海村JCO臨界事故は、被曝事故でした。けれども、条文の「損害」の解釈としては、この損害について限定はないということが裁判所の見解です。レジュメのほうにも書いてありますが、

JCO臨界事故で風評被害の賠償が問題となった裁判で、「賠償されるべき損害について何らの限定を付さないことを表明したものと」と、東京地裁平成18年4月19日判決が述べています。そして、今回の事故の賠償問題に当たっている日弁連などの見解も、別に人体被害に限定することはない、経済活動あるいは日常生活等の人の行動を制約するような結果をもたらす被害もまた原子力損害と言えるという見解を出しています。そういう意味で、原子力損害は非常に幅が広い、限定されないものだということがまず第1に押さえるべき点になります。

さらに、この原賠法は、責任の取り方に関して注目すべき条文を設けております。その注目すべき視点を、レジュメにまとめておきました。「無限責任」、要するに、どこまでも損害賠償の責めを負うということです。東電が単独では無理であれば、政府、国が援助して損害賠償をさせる。そのために保険を使ったりするというのが、法律の中に規定されているわけです。そういう意味で、原子力損害についての賠償の実現に関しては、法律上明確に被害者保護の立場から規定が設けられています。それが原子力損害賠償制度の大前提になっています。

## ○原子力損害賠償の請求方法

それで、皆さんが原発事故でお困りになっている問題について、それを請求しよう、損害賠償として東電に請求し賠償金を支払ってもらおうと考えた場合に、どういう請求方法があるのかというところに話を移したいと思います。

大きく3つあります。

### 1 直接請求

1番目は、東京電力に対して直接請求する方法です。東電が作って被害者のために用意している請求書があります。その請求書に必要事項を記載し、東電が求める書類を添付して提出します。そして、直接東電とやりとりをして賠償を受けるという方式です。直接請求方式ということになります。

これに関しては、比較的手軽な請求方法だということが出来ます。もともと、手軽とは必ずしも言えない面もあり、東電が要求する記載事項が非常に多岐にわたっていたり、必要な書類が多過ぎたりして、そう簡単には請求書が作れないということがあります。けれども、損害が類型化されているもので、ほぼ、これは問題なしと言える損害についてであれば、東電の要求する書類を満たしさえすれば、比較的早く賠償を得られるというメリットがあります。

逆に、問題点としては、東電がここまでなら良いと思っている枠から外れた損害、これは、後でご紹介する中小企業の風評被害などが典型例ですが、東電自身が、そこは考えてないという損害に関しては、これは駄目ですということで、請求しても簡単にはねられてしまう、そういうデ

メリットがあります。本来なら、損害賠償義務を負う側、つまり加害者側が勝手に、ここまでのいいとか、ここからは駄目だとか決められてしまうのはおかしいと言えばおかしいのですが、直接請求方式にはそういう短所が実際にあるということになります。

## 2 原発ADR

では、2番目として、原発ADRに関してご説明します。これは正式名称は原子力損害賠償紛争解決センターという機関が行っている和解仲介手続きのことです。先ほど説明した原賠法の第18条に、原子力損害賠償紛争審査会というものを文部科学省の下に置くことができると記載されています。その原子力損害賠償紛争審査会が、和解のあっせんをする場合の指針を策定して、その指針の下に、実際の和解あっせんを行うのが、この原子力損害賠償紛争解決センターです。俗に「原発ADR」と呼んでいますが、「ADR」という言葉に聞き慣れない方もいらっしゃるかと思ひ、レジュメに注を書きおきました。簡単に言うと「裁判外紛争解決手続」と訳されています。皆さんに一番なじみがあると思うのは調停、裁判所が行う調停ですが、これに近いものです。裁判所ではない別の機関の下で、やはり公正・中立な第三者が間に入って調停を行う、これがADRということです。原発ADRの場合には、原発事故の損害賠償の問題に関して和解仲介を行っていくということで作られています。

原発ADRの長所は、先ほどの直接請求の際にはねられてしまった損害についても、丁寧に取扱いいただいているということです。例えば、先ほど説明に出した風評被害とか、あるいは後から説明しますが、間接損害など、直接請求では賠償できませんと言われたものが、ADRに申立てをして、丁寧に説明をしたり、あるいは調査官という第三者的立場で和解仲介のお手伝いをしてくれる係官から求められた資料を何度か提出することによって、それなら、この程度までは認めてもいいのではないかという和解仲介案が提示されます。それに対して、請求者が、嫌だと言って裁判に持ち込むという選択はできますが、実際には圧倒的に少ないです。ただ、東電は、和解仲介案が出たらそれを尊重しなければいけないという原則になっています。

原発ADRは、直接請求では受け付けられなかった損害をカバーしていくという機能がすごく大きいと思います。

それから、やはり、早く解決できるというメリットがあると思います。当初は3か月で解決したいという目標が掲げられましたが、申立てが殺到して、例えば、今年（平成25年）6月頃だったと思いますが、浪江町の町民の方々、合計約15,000人が2回にわたって申立てをされたということがあります。そんなこんなで、実際は半年近く掛かっているようです。それでも、申立てをして、半年で解決できるのであれば、比較的早く解決が得られるといえます。これがもう一つの

メリットだと思います。

デメリットとしては、ここでもADRの解決基準の基になっている中間指針では扱えない問題、例えば慰謝料の問題があります。福島からの避難者が避難生活を送るに当たって、その避難生活に伴う苦痛を慰謝するためということ、月10万円という金額が定額で支払われております。これは、直接請求しても支払われます。原発ADRに、慰謝料ということで、例えば、避難生活の間に家族がばらばらになった、あるいは病気になった、家族が亡くなった、そういう場合にはもっと慰謝料が高くても良いのではということ、慰謝料の増額を求めることがあります。これは、ある程度、原発ADRの和解仲介では認めてもらっています。せいぜい、5割増しといった位ですが、個別事情に配慮して、認めてもらっています。ただし、根本的な慰謝料の問題、福島の人達からすれば、いつ帰れるか分からない、故郷、コミュニティーを失ってしまったような精神的苦痛、そうした未曾有の問題については、判断基準がなかなか難しいわけです。金額についても判断がしにくいはず。そうした判断基準が確立されていない分野に関しては、やはり、原発ADRでは限界があると思います。

### 3 民事訴訟

では、次に行きます。

最後に、訴訟、民事裁判ということになります。

これは、長所としては、とにかく結論が出ます。交渉の場合には、いつまでたっても結論が出ない、平行線になることがあります。裁判に一旦持ち込めば、判決という形、あるいは和解という形で終わることもありますが、必ず結論が出る、しかも法律的に公正な判断が下されるというのが最大のメリットだろうと思います。

短所としては、やはり、時間が掛かります。今、全国各地で、先ほど説明した故郷喪失の慰謝料請求の訴訟が出されています。千葉地裁に出された訴訟では、担当裁判官が「これは大変な事件だけれども、私としては2年で解決したい」とおっしゃったそうです。2年、これは、裁判所の感覚からすれば、相当短いです。こういう大規模な新しい問題、例えば今までも水俣病の損害賠償とか、あるいは薬害によるスモン病とかエイズ等の、そうした公害や薬害にまつわる訴訟、しかも集団訴訟が何度も起きていますが、それはもう2年どころではない、5年も10年も掛かっています。それに比べれば、2年というのは非常に短いですが、でも、逆に言うと、原発ADRの紛争解決センターでは6か月ですから、そこを基準にすると長いことになります。

それから、訴訟の場合は、当然、負けることもあります。話し合いの場になったら、相手が譲って、そこで決まるということはあるのですが、訴訟の場合には勝ち負けがありますので、せっか

く訴えて2年あるいは3年頑張ったけれど、請求が認められなかったということがあります。それからもう一つ、裁判であれば、証拠に基づいて判断しますので、証拠として、かなりしっかりしたものがないと負けます。原発ADRでは、証拠が仮になくても、きちんとした説明がなされ、ああそれはそうだね、もっともだねといった納得と了解が得られると、ある程度カバーされて審理が進んでいきますが、裁判は、そうではなくて、基本は証拠です。証拠があるかないか、そういう限界があります。

## ○原発ADRでの解決例

ここで、原発ADRでの解決例についてお話しします。レジュメでは2ページです。

宮城県の個人とか法人の事業者の解決例に絞って、6例ご紹介いたします。

まず、

- ①宮城県南産の米を販売している米穀店、お米屋さんについて、風評被害による逸失利益が賠償された事例。
- ②宮城県で稲わらを買付け販売している申立人について、稲わらの販売不能による逸失利益及び汚染された稲わらを保管していた牛舎の除染費用等が賠償された事例。この稲わら問題は、平成23年7月に大きく報道されました。最初が稲わらで、その後、肉牛の出荷停止にまで問題が大きくなりました。特に宮城県の栗原地区など、更には岩手にも風評被害が及んでいます。風評被害の問題で悩んでいる方もかなりいらっしゃると思いますが、②は救われた例の1つです。
- ③宮城県の牛肉等の畜産加工品の製造・販売業者が販路と需要の拡大を見越して工場新設などの設備投資を行ったが、原発事故の風評被害により売上げが予定外に落ち込んだことによる逸失利益や検査費用が賠償された事例。これは、原発事故の前に既に設備投資して、売上げを期待していたところ、原発事故の風評被害で、設備投資した甲斐がなくなったというものです。このケースは、大変難しい論点を抱えています。普通に設備投資も何もせず従来どおり営業していて、例えば、平成22年度の営業利益が5,000万円あった牛肉販売店が、原発事故の後、営業利益が3,000万円に落ちたとなれば、原発事故の風評被害によって2,000万円近く落ちたということが、これは認定されやすい。しかし、設備投資のケースは、そういう目に見える数字で比較ができない点で非常に難しい問題を含んでいます。こうしたケースでも賠償が認められています。
- ④宮城県の椎茸等の栽培・販売農家が出荷制限などにより生産再開を断念したことによる

逸失利益が賠償された事例。これは、原木栽培を行っていた生産者です。原木栽培の場合は、その原木自体が放射性セシウムを吸い込んでしまったので使い物にならない、当面、椎茸栽培はできない、もう諦めるしかないということで、この原木が使える期間について、損害賠償を請求した事例です。実際に認められたのは2年分だけでしたが、それでもそれなりの金額の賠償が得られたという例です。

⑤福島県内の養豚業者が原発事故により、廃業したため、その養豚業者の豚を運送していた宮城県の業者、つまり豚の運搬を請け負っていた宮城県の業者が被った営業損失について賠償を認められた事例。これは、間接損害の1つの例です。原発事故によって福島県の養豚業者が直接的に被害を受け、宮城の業者も、福島県の養豚業者の豚を運搬する請負代金相当額が入らなくなってしまい、連鎖的に被害を受けたわけです。間接損害は、東電が認めたがらない類型の1つです。しかし、福島県の業者との取引がどれだけ密であったかとか、他になかなか豚の運搬を依頼してもらえない業者がないということ、きめ細かに主張していったことによって、何とか、直近の6か月分だけではありますが、営業利益の賠償が得られたという事例です。

⑥これは、つい最近の和解事例です。宮城県の近海で漁業を営んでいたけれども、風評被害の影響などにより廃業に追い込まれた漁業者の営業損害が賠償された事例。船を持っていたが、まず津波で船をやられてしまった、流されてめちゃくちゃになってしまった。そこで、船を新たに買って漁業を再開しようと思ったけれども、東日本大震災は津波だけではなく、原発事故も伴っている、魚に対する風評被害が根強くというかなりあったため、せっかくお金を出して船を買っても駄目だろうということで廃業をしました。それで、この人が働ける期間、確か20年位だったと思いますが、その20年分の損害賠償を請求したのです。本来だったら得られたはずの利益、逸失利益を、結論的には6年分まで認められました。ただし、このケースだと、発生した損害と原発事故はもちろん因果関係があるけれども、津波の影響も間違いなくある、廃業するので将来の利益がどれだけか確実とはいえない、そういうことで寄与率、つまり原発の風評が与えた損害の割合は25%とされました。それでも実際には結構な賠償額になりました。

## ○相当因果関係

今の話に何度か出てきましたが、因果関係の話、この点は非常に大事な点ですのでさらにお話ししておきたいと思います。レジュメには原子力損害賠償のキー・ワードと書きました。

### 1 事実的因果関係

まず、因果関係という言葉がよく使われますが、普通は事実的な因果関係、Pがなかったなら、Qは生じなかった。例えば最近の例でいうと、島倉千代子さんが死ななければ昨今島倉千代子のCDは売れなかったというような、あるその条件を取り除いたら今起きている結果は発生しなかったということです。あるいは、あるアイドルが自殺をしたら、その後、若者に自殺者が増えてしまった。Pがなかったなら、Qは生じなかった。これが一般的にいう因果関係です。

## 2 相当因果関係

この一般にいう因果関係は、果てしなく繋がっていくものです。皆さんにもご存じの方が多いかと思いますが、「風が吹けば桶屋が儲かる」という言葉をお聞きになったことがありますよね。これは、確か、こういう話だったと思います。まず、風が吹くと道のほこりが舞う、ほこりが舞うと歩いている人の目にほこりが入ってしまう、目にほこりが入ると失明する人も出てくる、失明する人が出てくると三味線弾きの仕事が増えてくる、三味線を弾く人が増えると、三味線がたくさん必要になる、三味線が必要になると猫の皮が必要になる、猫の皮が必要になると猫が減る、猫が減るとネズミが増える、ネズミが増えると桶をかむ、桶をネズミがかむので桶を買う人が多くなり、桶屋が儲かるという、これは1つの因果関係で全部つながっているわけです。ある1つの出来事は、もう際限なく因果関係を及ぼす可能性がある。そこで、法律的には、その事実的につながっていく因果関係の中のどの範囲の損害を賠償すべきなのかということが問題になってきます。それが相当因果関係と言われている問題です。その損害がその事故によって通常発生する程度、範囲を超えていないかどうかということが一般的には問われます。これはある程度典型的な問題の場合は、例えば交通事故で被害を受け、怪我をした場合に、通常発生する損害の範囲は、かなりの判例があるので、一定の基準ができています。

しかし、原子力損害については、果たしてここで言っている相当因果関係と従来から言われていることを鵜呑みにして良いのかという点が問題になってきます。というのは、原子力損害の特徴は、被害の甚大さ、それから場所的な広がりがあります。福島で起きた事故なのに宮城県の北部でまで稲わら汚染の問題が起きたわけです。それから、晩発性障害のように内容的、時間的な広がりが計り知れないものがあり、原子力損害の外延、外枠を客観的にとらえ切ることにはできない。つまり未知の領域の問題だという特色があります。

それから、もう一点、最初に説明しましたが、原賠法は被害の完全な救済という観点を打ち出している点です。原子力事業者に対し無過失責任を負わせ、無限責任を負わせている。そういう観点からも、やはり通常発生する程度、範囲というのは、より広く見るべきだというふうに考えられると思います。

### 3 具体的な問題

そこで、具体的な問題ですが、

<直接損害>というのは、②の稲わらの問題。牛舎の除染費用、これなどは原発事故がなければ掛からなかった費用で、直接的な損害という意味では分かりやすいと思います。それから、④の椎茸は、原木栽培の椎茸で、出荷制限の基準値が、当時、放射性セシウムの暫定規制値が500Bq/kgでしたが、その後、100Bq/kgに厳格化されました。これにより、基準値を超過する椎茸が確認され、もう出荷できない、売れないといった損害、これなども、直接的な損害だというふうに言えると思います。これはさっき言ったように、かなり認められやすいというか、最低限認められなければならない損害です。

<間接損害>の⑤は、既にお話ししました養豚業者の豚を運んでいた例です。こういうケースは、他にもあるような気がします。養豚業者のケースは、一つの典型的な分かりやすい例だと思っておりますが、例えば、福島県の業者に納入をしていた業者、あるいは福島県を市場にしていた業者が宮城県にいて、それが福島があのような状態になったので売れなくなったケースがかなりあるはずで、そのような場合、東電から必ず言われるのが、いや、他に売ればいいのか、ということ。しかし、そんな簡単なものではないというのがこちらの主張で、確かに企業リスクを分散させるという意味では、販路を多面的に持たなければいけないというのは、鉄則であり、原則ですが、現実問題として、簡単にできる話ではありません。他の所に取引先を予め確保しておくなどということは出来るわけがない。出来るわけがないと言うだけではなく、こちら側の個別なその辺の事情をいかにきめ細かに説明していくかによって、それはそうですね、と認められて、この間接損害も、全てではないですが、何か月分あるいは何年分ということで賠償される例があるのです。

それから、<風評被害>です。風評被害は、人々のリスク認識——危険性の認識をいいますが、そのリスク認識のバイアスに起因して発生します。バイアスとは、ずれとか偏りです。つまり、リスク認識のずれ、偏りに起因して発生するのが風評被害だということになります。リスク認識上のバイアスが発生する条件は2つあると言われております。一つ目は、発生確率が低い事象、普通はそんなことは起きないだろう、そんな危険なことは発生しないだろうと言われていたような事象であること、かつ、二つ目は、客観的なリスク情報が信頼されず消費者が独自に判断する傾向が強いこと。これらが、原発の問題に、ぴったり当てはまります。発生確率が低い事象で、かつ客観的なリスク情報が信頼されない。あの福島第一原発が水素爆発をしていた時にさえ、国は何と言っていたかということ、「健康に直ちには影響ありません」と言っていました。その頃は、

「直ちには」という言葉に、何となく騙されたわけですが、でも、情報的には、では直ちにでなければいつどうなるんだという心配がその反面として出てくるわけです。国がきちんと、東電もそうですが、情報を出していたかという点を出していませんでした。SPEEDIという、簡単に言うと放射性物質が、どこに拡散するのか、それを観測できるシステムがあるのですが、そこから得られたデータが早めに分かっていたら、宮城の県南の業者あるいは宮城の県北の栗原などの業者も防衛策がとれた可能性があります。放射性物質が意外に北まで拡散した。太平洋を通り、女川の辺りからちょうど内陸のほうに向かって、それで栗駒の山地にぶつかって、そこで雨や雪と一緒に放射性物質を降りおろしてしまった。稲わらはそのまま外に放置したままだったのですが、皆さん、分かっていたら稲わらを屋内に戻すということができたかもしれないのに、そうした重要な情報も発信しなかった。そうすると、一体何を信用していいか分からないという状態になります。そうすると、ますますこの風評被害を強めることになります。

そこで、一旦生じた風評被害はなかなか消えません。私らというか、私ぐらい年をとってしまえば放射性物質の被害は、死ぬまでに発生することはむしろないと考えられるので、汚染されたものを食べてもいいという開き直しはできるのですが、特に小さい子供がいらっしゃる方は、やはり、心配ですので、不信感は根強く残ります。

風評被害に関して既に説明した事例がそうでありますように、原発事故の寄与率をどう見るかがなかなか難しい問題です。レジュメには観光業者の事例を入れていませんでしたが、観光業者に関しては営業利益の損失分の7割を風評被害の影響と見ましょう、ただし、修学旅行の様に未成年者を集団で預かる——預かるというか泊める旅館のような業種、これはもう100%認めましょうというという原発ADRの総括基準が出ていますけれども、それ以外は風評被害の影響が何割だというのはなかなか分かりにくい状況です。それで、これは個々の事件ごとということになります。さっきの漁業者の例だと25%ということでした。それから、何年分を認めるのだという点も非常に難しい、悩ましい問題です。6年だったり2年だったり直近6か月だったりということ、これもそのケースごとの判断になります。そういう意味で原発ADRの仲介委員の方々は非常に苦勞をされていると思います。個別具体的な事件に、その事件にとって正しい、的確な割合はいくらなのか、それはほかの事件と比べて不公平がないか、そういう難しい判断をされるわけです。

## ○消滅時効

### 1 民法724条

消滅時効の問題です。今いろいろ言われていますが、消滅時効に関する基本として、民法724

条に、「不法行為による損害賠償の請求権は、被害者又はその法定代理人が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。」とあります。3年と言われているのはこの規定です。不法行為とは、何だろうと思うかもしれませんが。典型的なものは交通事故です。原発事故もこれに当たります。では、3年で終わりなのは判ったが、いつから3年か。それは、事故が起きたときからというよりも、その被害、損害を知ったときからということになりますから、例えば平成23年7月に稲わら問題が発生して、その7月に損失が出たとすると、そこからです。この例では、平成26年7月までに請求しておかないと、この規定によって時効で請求権が消滅することになります。

## 2 民法第153条

では、請求だけしておけば良いのか、東電に対して3年経過前に請求しておけば良いのかというと、そうではありません。民法第153条に、これは時効中断に関する規定なんですが、催告—催告というのは請求ですが、「催告は、6箇月以内に、裁判上の請求……」、といった裁判所を通して行う手続をとるようにとされています。訴訟でも調停でも破産でも、裁判所を通して行う手続をとらないと駄目ですよと規定されているのです。だから、請求だけしていても駄目で、6か月以内にきちんと裁判所で何らかの手続をしておかないとアウトということになります。

## 3 原賠ADR時効特例法

そこで、3番目の説明事項に入ります。去年(平成25年)の6月に、非常に長い名前の法律ですが、「東日本大震災に係る原子力損害賠償紛争についての原子力損害賠償紛争審査会による和解仲介手続の利用に係る時効の中断の特例に関する法律」という、こういう名前の法律が出来ました。名前が長い割には第1条と第2条しかなくて、1条は一般的な規定で、2条が効果規定です。第2条は、「原子力損害賠償紛争審査会が和解の仲介を打ち切った場合において、当該和解の仲介の申立てをした者がその旨の通知を受けた日から一月以内に当該和解の仲介の目的となった請求について訴えを提起したときは、時効の中断に関しては、当該和解の仲介の申立ての時に、訴えの提起があったものとみなす。」と規定しています。時効完成前に原発ADRにかかっていた請求はもう裁判所の手続をとったものと同じ扱いにしますという規定で、非常に強力な規定です。ただ、これでもやはり「3年では・・・」という声が巷には溢れています。

## 4 原賠時効特例法

そこで、先日の読売新聞に、自民党と公明党が今度の国会に、先ほどの民法の3年という部分を10年にするという特別法案を出すという記事が出ていました。それでも、10年でも大丈夫なのかという問題があります。特に健康被害、晩発性の健康被害を考えた場合、被害を知った時を

いつと見るかによっては救われなくなってしまう可能性がある。それから、この事故の原因は東電だけではないでしょうと、やはり国が規制権限をきちんと行使しなかった側面もあるのではないか、しかも国策として原子力エネルギー政策を国が進めてきたのだから、国にだって責任があるのではないか。そうした問題があるところ、国に対する損害賠償は特別法案では除かれています。つまり3年の時効にかかります。ただ、少なくとも東電に対して10年になれば今よりはいいということとは言えると思います。

## 5 要点

この10年の法案が通らない場合は、レジュメの要点のところに書いてあるとおりになります。損害を知った時から3年を経過していても、経過前に原発ADRに申立てた事件は時効が中断します。ただし、次の点に留意が必要です。損害費目で未請求のもの、例えば慰謝料の請求だけしていたが、物的な損害については請求していなかったという場合、その他の請求については中断しない可能性があるため、まだ請求していないものも早めに請求する必要があります。それから、仮に和解が駄目になった場合には、1か月以内、ちょっと慌ただしですが、裁判を起す必要があります。

それから、(2)、訴訟になっている案件はもういいわけで、3年を経過していても、経過前に訴訟になっている案件は時効が中断します。ただ、これも判例上少し難しい問題があり、未請求のものは中断しない可能性が高くなります。それから、原発ADRの場合は、さっき言ったように3年経過前に原発ADRの申立てをしていけば大丈夫ということです。

注) 研修会の終了後の平成25年12月11日に、「東日本大震災における原子力発電所の事故により生じた原子力損害に係る早期かつ確実な賠償を実現するための措置及び当該原子力損害に係る賠償請求権の消滅時効等の特例に関する法律（原賠時効特例法）」が公布・施行されました。

事故などによる損害賠償請求は、民法で損害及び加害者を知ったときから3年の時効が定められていますが、原賠時効特例法において、今回の事故に関する原子力損害賠償請求権の消滅時効期間については「10年間」となりました。また、民法で、「不法行為の時から20年」とされている除斥期間については、「損害が生じた時から20年」となりました。

## ○弁護士への相談・依頼方法

最後に、弁護士への相談と依頼方法です。

### 1 法律相談

原子力損害賠償に関する法律相談は、無料で弁護士会が行っております。先ほど説明したように原子力損害というのは非常に幅の広い言葉であって、むしろ問題になってくるのは相当因果関係のほうですが、損害自体は制限はされていません。ですので、私の今被っている損害、これは

原子力損害じゃないかという方は、無料で相談を受けることができます。ただ、原子力損害賠償相談用の面談カードというのがあって、それに記載していただく必要があります。

## 2 一般的な相談窓口

一般的な相談窓口で、仙台弁護士会の法律相談センターと法テラス宮城を紹介しておきます。原発の損害賠償の相談ですと、言っていただければと思います。

## 3 専門相談窓口

それから、私が事務局長をしているので、ここで少し書かせてもらいましたが、みやぎ原発損害賠償弁護団という弁護団があります。これは、主に福島から避難されてきた方のための東電に対する損害賠償の受け皿弁護団として発足しました。ただし、宮城県内にもやはり東電に対する賠償請求権をお持ちの方がいらっしゃいますので、宮城県内の方からの依頼も受けております。これは、日弁連の後押しを受けて、全国では21の弁護団が形成されております。その中の1つです。現在、弁護団員が25名いて、築館、石巻、大河原、岩沼にそれぞれ1名いて、相談に応じております。

また、弁護士費用に関しては、着手実費として、最初に依頼を受けるときに個人は1世帯で2万円を頂いております。事業者(法人・個人)の場合は1社3万円をご用意していただきます。成功報酬に関しては、賠償額の5%、ただし、このうち3%は東電が負担ということで、実質2%をご負担していただいています。これは原発ADRに申し立てた場合です。

民事訴訟を考える必要がある場合ですが、これは一律の説明はできませんので、ご相談の際に聞いていただければご説明したいと思います。

### ○終わりに

原子力損害の問題でお困りになっている方が多いと思います。なおかつ、3年で時効になるかもしれないという情勢もあります。その場合、やはり諦めないことだと思います。つまり、直接請求しても駄目だった、となるとやはり駄目なのかと思いがちなのですが、今日お話ししましたようにそれを打開していく方策がございます。100%打開できないにしても、半分でも打開できる、そういう道がありますので、諦めずに弁護士に相談していただきたいと思います。

それでは、私のお話はここまでしておきます。どうもご静聴ありがとうございました。